

秋田県公報

目 次

人事委員会規則

○人事委員会規則七―三五（産業教育手当）及び人事委員会規則七―四二（定時制通信教育手当）の一部を改正する規則……………	1
○人事委員会規則七―五六（調整手当）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）……………	1
○人事委員会規則七―六四（教職調整額の支給方法等）及び人事委員会規則七―六五（教員特殊業務手当）の一部を改正する規則……………	1
○人事委員会規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則……………	1
○人事委員会規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）……………	2

人事委員会規則

人事委員会規則七―三五（産業教育手当）及び人事委員会規則七―四二（定時制通信教育手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―三五（産業教育手当）及び人事委員会規則七―四二（定時制通信教育手当）の一部を改正する規則（規則七―三五（産業教育手当）の一部改正）

第一条 規則七―三五（産業教育手当）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「以下」を「次条及び第五条第三号において」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第三条中「百分の十」を「百分の五」に、「あつては、百分の六」を「あつては、百分の三」に改める。
 第五条第三号中「勤務しなかつた」を「勤務しなかつた」に、「のため条例第十四条の規定に基づいて勤務しないことにつき承認のあつた」を「により、承認を得て勤務しなかつた」に改める。

第二条 規則七―四二（定時制通信教育手当）の一部改正
 規則七―四二（定時制通信教育手当）の一部を次のように改正する。

第一条中「一般職の」の下に「職員の」を加え、「百分の八」を「百分の四」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 平成二十年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の規則七―三五（産業教育手当）第三条の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは「百分の七」と、「百分の三」とあるのは「百分の四」とする。
- 平成二十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の規則七―四二（定時制通信教育手当）第一条の規定の適用については、同条中「百分の四」とあるのは、「百分の五」とする。

人事委員会規則七―五六（調整手当）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―五六（調整手当）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）の一部を改正する規則（人事委員会規則七―五六（調整手当）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）の一部を次のように改正する。附則第三項中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。附則別表中「百分の十三」を「百分の十四」に、「百分の十一」を「百分の十二」に、「百分の七」を「百分の八」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
 人事委員会規則七―六四（教職調整額の支給方法等）及び人事委員会規則七―六五（教員特殊業務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―六四（教職調整額の支給方法等）及び人事委員会規則七―六五（教員特殊業務手当）の一部を改正する規則

（規則七―六四（教職調整額の支給方法等）の一部改正）

第一条 規則七―六四（教職調整額の支給方法等）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。
 第一条中「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号。次条において「及び」という。）を削り、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（教職調整額の支給割合）

第一条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号。以下「特別措置条例」という。）第三条第一項に規定する規則で定める割合は、百分の二とする。

（規則七―六五（教員特殊業務手当）の一部改正）

第二条 規則七―六五（教員特殊業務手当）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 特別措置条例第七條第二項第四号に規定する規則で定める時間は、六時間とする。

第三条中「教育委員会と協議して」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

別表第三中「盲学校 聾学校 養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則八十七（職員の大大学院派遣研修費用の償還）をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八十七（職員の大大学院派遣研修費用の償還）

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の大大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成十九年秋田県条例第五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の大大学院派遣研修費用の償還に必要事項を定めるものとする。

（大大学院派遣研修）

第二条 条例第二条第一号の規則で定める研修（以下「大大学院派遣研修」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして人事委員会が定める研修とする。

一 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なるものであること。

二 県が必要な費用を支出するものであること。

三 条例第二条第一号に規定する職員の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

（大大学院派遣研修費用）

第三条 条例第二条第二号の規則で定める費用（以下「大大学院派遣研修費用」という。）は、次に掲げる費用とする。

一 職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号）による旅費

二 大大学院派遣研修に係る大大学院等の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第六十八条の二第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大大学院等の課程を履修するために当該大大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用

三 大大学院派遣研修に係る大大学院等の課程に在学して当該大大学院等の課程を履修する上で必要な教育を受けるために当該教育を行う教育施設に対して支払う費用

（県の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）

第四条 条例第二条第三号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫

二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（同条第一項に規定する特定独立行政法人を除く。）

三 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

四 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十条に規定する一般地方独立行政法人

五 規則九十九（公益法人等への職員の派遣等）別表第一及び別表第二に掲げる団体

（大大学院派遣研修を命ずる職員に対して明示すべき事項）

第五条 任命権者は、大大学院派遣研修の実施について職員の同意を得るに当たっては、当該職員に当該大大学院派遣研修が条例第二条第一号に規定するものである旨を明示しなければならない。

2 任命権者は、職員に大大学院派遣研修を命ずるに当たっては、当該職員に当該大大学院派遣研修の期間を明示しなければならない。大大学院派遣研修を命じた後に当該大大学院派遣研修の期間を変更する場合も、同様とする。

（条例第三条第一項に該当する者に対する通知）

第六条 任命権者は、条例第三条第一項に該当する者に対し、速やかに、大大学院派遣研修の名称及び期間、大大学院派遣研修のために県が支出した大大学院派遣研修費用の総額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

（条例第三条第二号の規則で定める率）

第七条 条例第三条第一項第二号の規則で定める率は、六十月から同号の職員としての在職期間の月数を控除した月数を六十月で除して得た率とする。

2 前項の職員としての在職期間の月数の計算については、次の各号に定めるところによる。

一 月により期間を計算する場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百四十三条に定めるところによる。

二 一月に満たない期間が二以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、三十日をもって一月とする。

（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）

第八条 条例第三条第三項第一号の規則で定める休職の期間は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間とする。

2 前項の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第二号）第三条第一項に規定する派遣職員（次条第一号において「外国派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第三条第一号に規定する派遣職員（次条第一号において「団体派遣職員」という。）の派遣先団体（同条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。次条第一号において同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第一号において同じ。）を公務とみなす。

3 職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号）第二条各号に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間は、職員としての在職期間に含めるものとする。

（条例第三条第一項の規定が適用されない場合）

第九条 条例第四条第四号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国派遣職員又は団体派遣職員が派遣先の機関又は派遣先団体の業務を公務とみなした場合に条例第四条第一号に該当する場合

二 前号に掲げる場合のほか、条例第四条第一号から第三号までに掲げる場合に準ずる場合として人事委員会が定める場合

第十条 条例第四条第六号の規則で定める場合は、組織の改廃に伴い法律又は他の条例の規定により特別職地方公務員等となるため離職した場合とする。

（特別職地方公務員等となった者に関する特例）

第十一条 条例第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する条例第三条第三項の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条の規定又は第四条各号に掲げる法人に使用される者に係る労働

働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下「法人の就業規則等」という。）の定めによる休職の期間（次に掲げる期間を除く。）

(一) 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の適用を受ける者）又は同法第一条の第二項に規定する通勤、地方公務員災害補償法の適用を受ける者）にあっては同法第二条第二項に規定する通勤、労働者災害補償保険法の適用を受ける者）にあっては同法第七条第二項に規定する通勤をいう。次条第一号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

(二) 国家公務員法第七十九条に規定する人事院規則で定めるその他の場合に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

(三) 法人の就業規則等の定めるところにより外国の地方公共団体の機関、外国の政府の機関その他これらに準ずる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事するために休職にされた場合における当該休職の期間

二 国家公務員法第八十二条の規定又は法人の就業規則等の定めによる停職の期間（法人の就業規則等の定めるところにより制裁として出勤を停止された期間を含む。）

三 国家公務員法第八八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は法人の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五条第一項の規定による育児休業をした期間

第十二条 条例第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する条例第四条各号列記以外の部分の規定で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、次に掲げる場合に該当することとなった場合

(一) 国家公務員法第七十八条第二号に掲げる事由に該当して免職された場合

(二) 法人の就業規則等において定めるところにより心身の故

障のため解雇された場合

二 国家公務員法第七十八条第四号に掲げる事由に該当して免職された場合

三 国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した場合（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことににより退職した場合

四 任期を定めて採用された特別職地方公務員等が、当該任期が満了したことにより退職した場合

五 前各号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会が定める場合

（報告）

第十三条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度に実施した大学院派遣研修の名称及び期間並びに当該大学院派遣研修を命ぜられた職員並びにかつて大学院派遣研修を命ぜられた職員のうち、当該前年度に離職（条例第五条第二項の規定により離職とみなされる場合を含み、条例第四条第五号又は第六号に該当して離職した場合を除く。）し、又は死亡した者の大学院派遣研修及び大学院派遣研修費用の償還に関する状況その他必要な事項を人事委員会に報告しなければならない。

（雑則）

第十四条 この規則に定めるもののほか、職員の大学院派遣研修費用の償還に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄